平健公告　第 05-6 号

令和 5 年 11 月 1 日

平田機工健康保険組合
理事長　　永田　　昭
（公印省略）

令和６年度における平均標準報酬月額について

健康保険法第４７条第２項の規定による、当健康保険組合の令和５年９月３０日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）および令和６年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

１．令和５年９月３０日現在の平均報酬月額　　：３７５,４７８円
２．令和６年度における平均標準報酬月額（等級）：３８０,０００円（第２６等級）
３．適用期間　　：自令和６年４月　１日
　　至令和７年３月３１日

（注）上記２の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和６年度における上限額として適用されるものである。

以　上